

千葉市幼児教育・保育人材支援センター運営業務委託

プロポーザル概要

1 審査・選考期間 令和6年3月4日（月）～令和6年3月15日（金） 実施予定

2 審査員

別紙1「千葉市幼児教育・保育人材支援センター運営業務委託選考委員会設置要領」別表に掲げる同委員会に属する委員

委員長：千葉市こども未来局幼児教育・保育部長
委員：千葉市こども未来局幼児教育・保育部幼保支援課長
委員：千葉市こども未来局幼児教育・保育部幼保運営課長
委員：千葉市こども未来局幼児教育・保育部幼保指導課長
委員：千葉市こども未来局幼児教育・保育部幼保指導課保育所指導担当課長

3 選考

上記委員は、企画提案書の内容について、書面にて選考・審査を行うほか、必要に応じてヒアリングを実施する。なお、審査の公正を確保する観点から、各委員は、法人名を伏せた企画提案書にて選考・審査を行う。

4 審査

審査は、別紙2「千葉市幼児教育・保育人材支援センター運営業務委託企画提案 選考審査基準及び採点表」で掲げる審査基準を基に実施する。なお、各項目の評価は、5段階で行う。

5 採点

委員は、別紙2「千葉市幼児教育・保育人材支援センター運営業務委託企画提案 選考審査基準及び採点表」を使用し、各法人の企画提案内容について、審査項目ごとに採点する。

6 集計結果発表

各委員の審査、選考終了後、事務局で採点表をとりまとめ、集計結果を発表する。

7 優先交渉権者の選定

委員会は、委員による採点の合計点数が最も高い法人を、優先交渉権者として選定する。

採点合計点数が最も高い法人が複数あった場合は、見積額が低い法人を優先交渉権者として選定する。

また、見積額が同額の場合は、委員長の得点が高い提案者を優先交渉権者として選定、する。委員長の得点が同点だった場合は、抽選のうえ決定する。

なお、参加の申込みが1者のみであった場合、採用の可否については、選考委員会に出席した委員長及び各委員の配点（1人あたり100点）の合計に対して、採点合計が6割を超えるか否かを目安とする。